

恵庭市所有者不明土地対策計画

1. 基本的な方針

（1）背景・目的

相続件数の増加、土地の利用ニーズと所有者意識の希薄化により、公簿情報を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は連絡がつかない所有者不明土地（「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号・以下「法」）第2条第1項に規定する「所有者不明土地」。）が増加することが見込まれています。

所有者不明土地は、公共事業の実施に際して、所有者の探索等に多大な時間・費用・労力を要し、進捗の遅れや区域変更、事業中止を余儀なくされるなど、円滑な事業実施に大きな支障が生じる要因となっています。

所有者不明土地は今後も更なる増加が見込まれ、利用の円滑化と管理の適正化が喫緊の課題となっていることから、関係機関と連携して所有者不明土地等対策を推進するため、「恵庭市所有者不明土地対策計画」を作成します。

（2）計画の位置付け

本計画は法第45条第1項に規定する所有者不明土地対策計画であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（令和4年法務省・国土交通省告示第1号）」に基づき作成するものです。

また、恵庭市都市計画マスターplanを上位計画とし、他の関連計画と連携を図りながら所有者不明土地等対策に取り組みます。

（3）取組方針

本市においては、「市内における工業用地の慢性的な不足」、「ラピダス社の千歳市への進出」、「ラピダス社周辺でのデジタル関連産業集積の見込み」などを背景に新たな工業団地整備の開発検討を進めています。

現在、新たな工業団地整備を検討しているエリア内において、公簿情報を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は連絡がつかない土地が存在することを確認しています。

このため、上記エリア内の土地において、土地の実態把握を行うとともに、法に基づき土地所有者関連情報を利用・提供するなど土地所有者探索の円滑化を図ることで、工業団地整備の早期実現を図ることとします。

（4）対象とする地域

本計画の対象地域は、新たな工業団地整備を検討しているエリア内（別紙）とします。

（5）計画期間

本計画の対象期間は、令和7年度から令和12年度（6年間）までとします。

2. 所有者不明土地の確知所有者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策に関する事項

所有者不明土地に確知所有者がいる場合、新たな工業団地整備事業の実施に当たって、確知所有者の理解を得ることが重要であることから、所有者不明土地の確知所有者等に向けた情報提供のため、関連する条例や計画、助成制度、相談窓口等を市のウェブサイトに掲載することとします。

【主な取組】

- ・検討エリア内に所在する所有者不明土地等の利活用に係る相談窓口の整備
- ・相談窓口等の市のウェブサイトへの掲載

3. 工業団地整備事業を実施しようとする区域内の土地その他の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項

新たな工業団地整備事業のエリア内の土地の土地所有者等の探索を実施します。

また、法第43条各項の規定に基づき、土地所有者等の探索に必要な限度で、土地所有者等関連情報を内部利用することとします。

【主な取組】

- ・検討エリア内の土地の土地所有者等の探索

4. 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために体制の整備に関する事項

所有者不明土地等対策には、府内の多岐にわたる部署が関係することから、府内で情報共有を図るとともに、土地所有者等関連情報の内部利用等の円滑化を図ることとします。

5. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

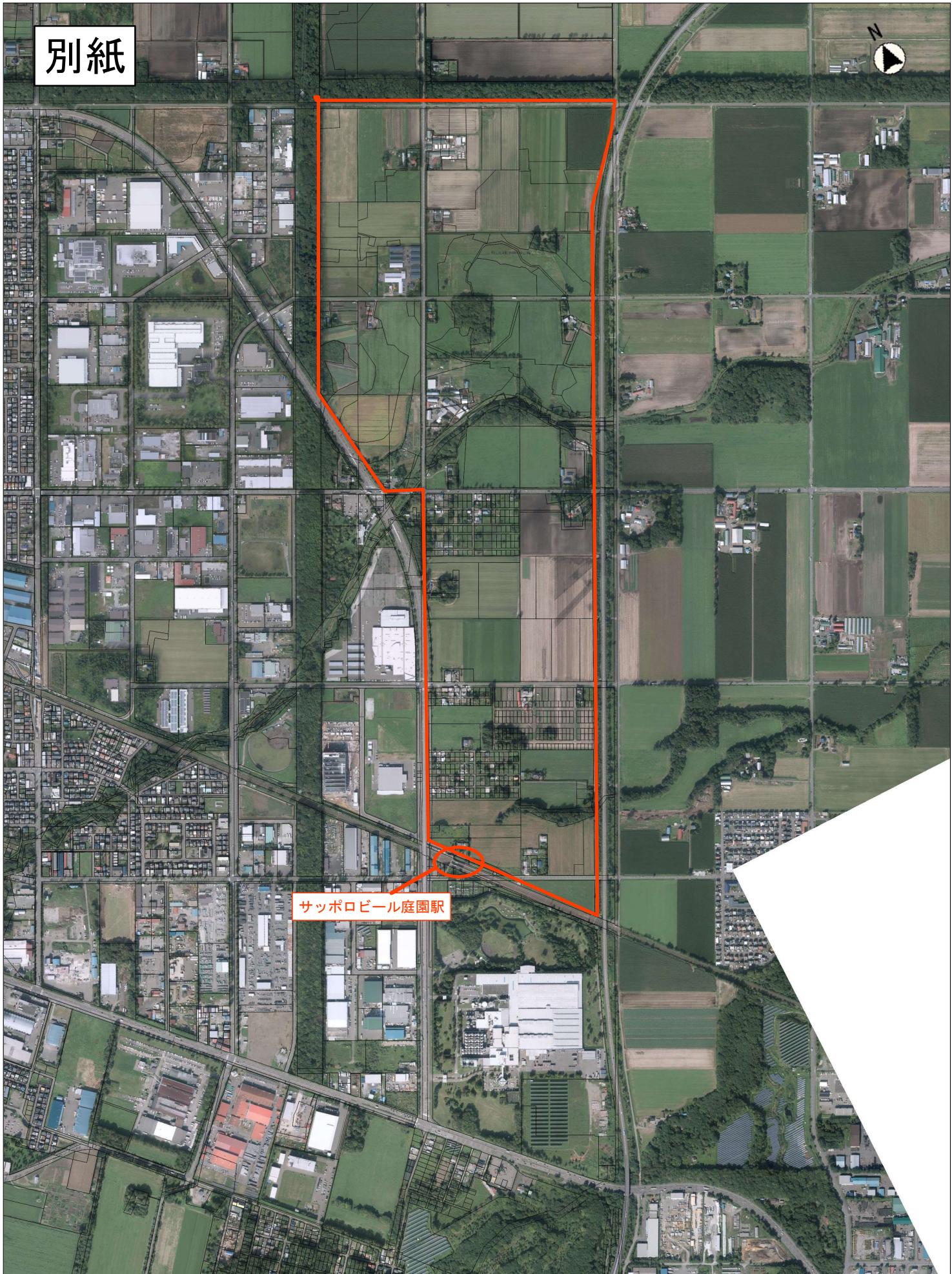
所有者不明土地等の利用の円滑化や管理の適正化を推進するため、土地の利活用を希望する者や土地所有者に対して、広報誌やウェブサイト、各種説明会の場を通じた土地の適正な管理や積極的な利活用の呼びかけ等、適切な情報提供を行います。

6. その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、本計画の見直しに合わせて、市内における所有者不明土地等の管理状況について把握することを検討します。

別紙



戸磯地区検討エリア図